

実務経験（OJT）に係る実施届兼実務経験証明書

(京都府サービス管理責任者等実践研修に係る6月以上の個別支援計画作成に係るOJT)

年 月 日

様

施設又は事業所所在地及び名称

代表者氏名



電話番号

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日 年 月 日)
現住所	
施設又は事業所名	施設・事業所の種別 ()
業務期間 (OJT期間を含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
うち業務に従事した日数	日
職名及び業務内容	職名 () 業務内容 ()
OJT開始日 " 終了日	◆開始日 年 月 日 ◆終了(完了)日 年 月 日
OJT内容 ※裏面の「業務内容の詳細」を踏まえいずれかに☑	<input type="checkbox"/> 基礎研修修了者 (A、B、C) の全て <input type="checkbox"/> やむを得ない事由による措置としてサービス管理責任者等とみなして配置されている (A、B、C、D、E) の全て <input type="checkbox"/> 令和3年度末までに実務経験者が基礎研修修了者となり経過措置対象者としてサービス管理責任者等とみなして配置されている場合 (A、B、C、D、E) の全て
OJT期間中に作成に携わった個別支援計画数	延べ 人分 ※個別支援計画の作成の業務は10人以上とされています ※1人について、2回計画を見直した場合は延べ2人とします ※1人について、新規計画作成及び見直しをした場合は延べ2人とします

※ 在職期間が6月に満たない場合でも、実際に在職していた期間に応じ、記載してください。

※ 本様式は在職中の内容を証明するものですが、必要に応じて、6月以上の実務経験 (OJT) 実施届として取り扱います。

(O J T内容)

業務内容の詳細
④ 利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。(基準省令第 58 条第 2 ～ 3 項等参照)
⑤ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。(基準省令第 58 条第 4 項等参照)
⑥ 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める。(基準省令第 58 条第 5 項等、解釈通知第四の 3 (7)②ア等参照)
⑥' サービス管理責任者等が開催した⑥の会議に参加する
⑦ 上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。(基準省令第 58 条第 6 項等、解釈通知第四の 3 (7)②イ、ウ等参照)
⑧ 定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント(モニタリング)を行い、少なくとも 6 月に 1 回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。(基準省令第 58 条第 8 項等、解釈通知第四の 3 (7)②エ等参照)

※④～⑧は個別支援計画見直しの際も行います